

里帰り先で産後ケア事業を利用したい方へ

飯塚市の契約している医療機関等以外で産後ケアを利用する場合は、**事前相談の上、利用費用の払戻しが受けられる場合があります**

里帰り先など飯塚市との契約外の医療機関等施設で産後ケア事業を利用する場合は、**事前に相談いただき調整を済ませた上で利用**し、市の定める助成上限額以内で費用の払い戻しを受けることができます（事前の相談なく利用された場合は払い戻しを受けることができない場合があります。ご注意ください）。

利用できる方

飯塚市に住民票があり、産後 1 年未満のお母さんと赤ちゃん
（お母さん、赤ちゃんともに感染症状がなく医療行為の必要のない方が対象です）

利用できる施設

「産後ケアのご案内」ちらし、飯塚市ホームページに掲載されている施設一覧にない医療機関等であって、滞在先の市区町村が産後ケア事業を委託又は利用補助の対象としている施設、または、こども家庭課による事前確認で実施要件を満たしている施設

利用サービス等内容

サービスの種類	食事提供	利用上限回数
ショートステイ（宿泊型）	3食	7泊
デイケア（通所日帰り型）	1食	7日
デイケア母乳育児相談（通所短時間型）	なし	1回
アウトリーチ（訪問型）	なし	3回

※提供時間は施設の提供時間に準じます

利用の流れは裏面をご確認ください

【問い合わせ先（担当課）】

飯塚市 こども家庭課 産後ケア担当

〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号

TEL：0948-43-3305 FAX：0948-21-9508

利用の流れ

1 事前相談（予約前にご連絡ください）

産後ケア事業担当へ連絡いただき、利用施設・サービス・時期をお知らせください。
（施設一覧は「産後ケアのご案内」ちらし、または飯塚市ホームページでご確認ください）

2 予約

利用を希望する施設が飯塚市産後ケア事業の要件を満たすかを市担当課で確認いたします。確認後、市担当より電話連絡いたします。連絡後、ご自身で施設に産後ケア利用を予約してください。

3 利用までの準備

「飯塚市産後ケア事業実施結果報告書」「産後ケア事業助成金交付申請書兼請求書」の様式を飯塚市ホームページからダウンロードしてください（郵送、窓口お渡しも可能です）。

4 利用

「飯塚市産後ケア事業実施結果報告書」に氏名・住所等ご記入いただき、利用日に施設に提出してください。利用後、施設に利用料を支払い、「領収書」「飯塚市産後ケア事業実施結果報告書」を受け取ってください。

※書類作成や郵送に関して費用が発生した場合は、自己負担となります。ご了承ください。

5 申請

利用後、以下の書類を揃えて市担当課窓口にて申請を行ってください

申請先 : こども家庭課産後ケア事業担当（TEL：0948-43-3305）

飯塚市役所本庁舎 1 階 1 2 番窓口

申請に必要な物：①産後ケア事業助成金交付申請書兼請求書

②飯塚市産後ケア事業実施結果報告書

③親子（母子）健康手帳

④領収書（コピー可）

⑤通帳（振込先確認のため）

⑥利用者本人確認書類（委任する場合は受任者の本人確認書類写しも必要）

※利用料減免対象の場合は非課税世帯証明書又は生活保護医療カードの写し

6 審査・通知

審査終了後、決定（不決定）通知書が届きます。

7 振込み

決定の場合、指定する口座に助成額が振り込まれます。

※注意事項※

・助成金の支給金額は、申請額のうち定められた助成限度額と自己負担した費用（利用負担額を差し引いた額）を比較して少ないほうの金額になります。

助成限度額（R8）

サービスの種類	市民税課税世帯 （県助成 5 回まで）	市民税課税世帯 （県助成なし）	市民税非課税世帯 生活保護世帯 （利用者負担なし）	多胎児加算 ※乳児 2 人目以降 1 人 （利用者負担なし）
ショートステイ （宿泊型）	利用者負担 1,250 円 助成上限 31,750 円	利用者負担 5,000 円 助成上限 28,000 円	33,000 円	6,000 円
デイケア （通所日帰り型）	利用者負担 500 円 助成上限 12,700 円	利用者負担 2,000 円 助成上限 11,200 円	13,200 円	3,000 円
デイケア授乳育児相談 （通所短時間型）	対象外	利用者負担 0 円 助成上限 5,500 円	5,500 円	2,000 円
アウトリーチ （訪問型）	利用者負担 500 円 助成上限 10,500 円	利用者負担 2,000 円 助成上限 9,000 円	11,000 円	3,000 円